

第1回 山口市成年後見制度利用促進協議会 議事概要

開催日時	令和3年8月10日（火）13時30分～15時
開催場所	山口総合支所3階 第11会議室
出席者	<p>【委員】 内田充範委員（委員長）、瀨田隆弘委員、佐々木利久委員、池永泰典委員、田中芳明委員、高松亜希子委員、岡本竜司委員、水津利章委員、重本圭子委員、津田安史委員、武本将秀委員、増本好夫委員</p> <p>【オブザーバー】 山口家庭裁判所 渡辺主任書記官</p>
事務局	山口市健康福祉部高齢福祉課
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 議事 <ol style="list-style-type: none"> （1）山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について （2）（仮称）山口市成年後見センターについて （3）山口市成年後見制度利用支援事業について 3 その他 4 閉会
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 <ul style="list-style-type: none"> ・山口市健康福祉部長挨拶 ・会長選任 2 議事 <ol style="list-style-type: none"> （1）山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について（事務局から資料3の説明） <p>【委員】</p> <p>私が感じているのは、後見人の職域なのですけれど、一応法律行為の代理人という位置づけだと思っているのですが、どうしても現場の方から、それ以上それ以外のことを要求されることが非常に多くて、果たしてこれは後見人の仕事だろうかというようなことが、丸投げに近い形で、求められることがあるのです。その辺が現場の人間の中でもまだ知識が定着していないのではないかとこのことを非常に感じておりまして、今お金のことを言っても失礼かもしれませんが、報酬のことにも繋がるのです。</p> <p>やはり一般の方にとってみれば報酬というのはすごく負担だと思ってしまうのですが、実際に活動する側からしたら、やっぱり多いと言えな</p>

いのです。多いとは言えないのにさらに法定代理人としての職域以外のことを、例えば病院の送り迎えとか、そういったことまで要求されているというところ、結局、現場で誰がどこまでやっていいのか、どこまで求めていいのかということが分からない。これが今の問題ではないかと思うのです。

結局、法律なり規則なりでガイドラインを作るというのは非常に難しいことだと思うのです。やっぱり生きている人間の営みを補助するという関係上、規則にも法律にもないことがどうしても出てきますので。それでもやっぱり現場で動いている人間の中でも毎回手探りでやっている状況というのがずっと続いているということが後見人になりたがらない法律家がいるということにも繋がっていますので、その辺をもう少しガイドラインとは言わないですけど、皆さんの中での理解というのがあればいいのかなと思っています。

【委員長】

住民のアンケートにもありましたように、この制度の認知度というところからですね。その上で、やはり今のように、成年後見人になったときに、一体何をしてくれる人なのか、何を期待されるのか、そのあたりの整理がということなのですね。

【委員】

私も現場で成年後見事件を担当しております。事務所法人として、後見人の事件もやっております。私の経験で言わせていただきますと、他の委員さんが言われた通り、確かに入通院の付き添い等の事実行為についての援助、これは後見人としても必要な場合というのは、身上監護という言葉では、説明しきれない部分もあるのかもしれない。

私が経験したものであれば、被後見人の方の息子さんのご入院とかですね、こういったことについても付き添いを一日中やったりとか、そういう事実行為的なことをやったりしたこともございます。なので、後見人になるということの負担というのも確かにあると思います。ただ、後見人になると、法律行為のみをしたらいいだけではない場面も多々あるということは理解の上で後見人になるべきだと思います。

それと私が問題として感じているのは、後見制度についての相談です。最初の入り口のところで、後見制度についてよく理解されている方が説明をしないと、後見人が可能な行為を不可能と回答してしまい、そういうことができなくなるのであれば、後見の申し立ては辞めようというふうに勘違いをされるような方もいらっしゃいました。ですので、私としては、後見人に対する支援等いろいろ全て大切なものをこ

の山口市の計画案が含まれておりますけれども、最初の入り口の相談のところで正しく後見制度でできること、できないことについて伝えるということも重要ではないかと思えます。

(2) (仮称) 山口市成年後見センターについて
(事務局から資料4の説明)

【委員】

うちの病院の説明をすると、もともと思春期青年期を中心にやっている。病院が建って30年経っているので当時思春期青年期だった方がそれなりに歳を重ねて、後見人をつける手続きをする方がここ数年本当に増えてきているというのが実情かと思えます。

4親等内のご家族がおられても、実際4親等内のご家族もなかなかこういう手続きが踏めない方が実際多くて、つい最近も市役所の方に市長申立てしてもらえないだろうかというご相談をしたばかりではあるのですけれども、この制度を利用することで後見センターに1回、直接ご相談をしなければいけないということになるのですかね。そのまま市役所というわけではなくてセンターに1回通さないと手続きが踏めなくなるという形ではよろしいですか。

【事務局】

今までも市役所の方にご相談いただいていたと思うのですけれども、そこに改めてきちんとわかりやすくセンターという看板をつけるというイメージで思っていたらと思います。ご相談される窓口が今と変わるわけではなく、明確にセンターとして位置づけをさせていただくということです。

【委員】

センターを通して実際に市長申立てなり親族申立てするなり、本人申立てもあるかと思うのですけれども、申立てをする間にこのアセスメントとか検討会議が開かれるかと思うのですけれども、それはどれぐらいの時間がかかるものですか。と言うのが医療機関は急ぐのですよ。そのとき親が亡くなったとかですね。家族がいなくなった、じゃあどうしようというときに、やはり治療するために同意者が必要になってくるので、うちの病院も何人か後見人の先生方に同意者になっていただいたケースがある。そこを急がないといけないケースが特に後見人の場合にあるのですけれども、どれくらいかかる予定なのですか。

【事務局】

ケースバイケースですので、一概にこれくらいというのはなかなか申し上げられないところではあるのですが、やはり急がれるという場合にはいくつかその手続き的なところは省略することも可能だと思います。ただ、アセスメントについてはやはりきちんとやるべきだろうと思いますし、そのあたりは少しセンターの中でその会議の頻度とか、例えば急ぎの案件だからすぐ資料を揃えて早くやろうとか、そういった形での工夫というか努力というか、そういうことをさせていただいて、急ぐ案件についてはなるべく早く対応させていただきたいと考えております。

【委員】

うちの病院で多分問題になるだろうなと思うのがアセスメントの際に、多分本人の状況や意向確認というものを本人さんとか含めてされる想定をしているのではないかと思うのですけれども、多分、できない人がほとんどだと思います。なので、こちら辺はまだ流れの案だと思いますのでご検討いただければと思います。

【委員長】

アセスメントのところで本人からの聞き取りが難しいということですが、そのあたり長年の関わりのある支援者の方からの情報提供もあろうかと思います。

センターができたから今までと市の関わりが違うのではなく、より明確な窓口として制度利用を進めていきたいと、そこにより専門的な職員を配置してスムーズにということだと思います。

今後、センターとして、どういう相談のスペースをとるのかということも気になるところです。

いずれにしても、これまでの取り組みをより明確にし、かつ、緊急性を要するようなところでは、全体の手続きの省略ということではなくて、本来はじっくりしっかりとというようなところをスピーディーにという意味で、対応していきたいということだと思います。これまで通り、ご相談で不便をおかけするというのではなく、二重になるということではないと私も認識しております。

【委員】

本当に緊急性があるような場合であれば、アセスメントが終わった後の権利擁護支援の方針検討というところで、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等から助言というところが入っているのですけれども、後見人の選任が1週間とか2、3日でできるわけがないので、そのよ

うな場合には、後見人を選任する審判の前の保全処分というのがあります。簡単に言うと仮の後見人を選任するという処分です。権利擁護の方針の検討というところで、専門職団体からの助言が入っているということは、そういう審判前の保全処分等も踏まえて対応しようということの表れなのかなというふうに私は理解したのですけれども、それでいいのかという点がまず1点。

あと、アセスメントで本人の状況や意向を確認というところがございいます。そのあとに支援の方針検討という形で支援者と協議というところで、その中に本人が入っていないので、そこに本人さんはいらっしやらないという想定ということによろしいのでしょうかというのが2点目。

それと最初のアセスメントのときに、ご本人が後見とかそういったことは客観的に見たら必要なのですけれども、本人としては必要ありませんと言われたような場合でも、アセスメントは実施するというようなことを想定しておられるということによろしいのでしょうかというのが3点目の質問です。

なぜ3点目の質問をするかという、後見の申し立てをしたら簡単に取り下げることができないわけです。そして、後見人の制度自体がその方ご自身の財産とかが侵害されないように守ろうという制度ではある反面、やはりその方ご自身の法律行為ができる範囲が限られてしまう処分なのです。私権の制限を伴うものなので、その点についてはどういうふうに考えられているのかなというのは一応確認させていただきたいと思いました。

【事務局】

アセスメントそれから支援の方針の検討の流れというところにつきましても、今からアセスメント表、それから運営マニュアルのようなものを作ろうと思っております、まだ詳細が詰め切れていないところもあるのですけれども、今日いただいたご意見を入れ込みながら検討してまいりたいと思っております。

そういう前提ということでご質問にお答えをさせていただきたいと思うのですが、弁護士会、司法書士会、社会福祉会さんに助言というところで言いますと、必ずしも保全処分のことを念頭に置いていたわけではないのですけれども、どちらかというところどういった支援が必要なのかというところで判断がある程度司法的な判断が必要なような場合に、ご助言をいただくようなことを想定はしていたのですけれども、今ご意見いただきましたので、保全処分を検討することも含めて、マニュアルの方を検討してまいりたいと思います。

それから、支援者と協議というところでは、本人さんがその中に入られる想定はしておりませんで、説明のところである程度本人さんの状況や意向にしたものを持って支援の検討をするということを想定いたしておりました。

それから三つ目のご質問ですけれども、ご本人さんとして成年後見の利用が必要ないと明確に拒否の意向を示された場合ということですが、今までの事例でもそういった事例もございまして、やはりそのときには、ある程度その制度をきちんと説明をして、ご理解をいただいているということで今までは進めてきたというところがございまして。

【委員】

これは親族等申立てという形になっているのですが、本人申立ては想定されていないのですよね。私が経験した事例で、親族申立てに限らず本人申立てをするような経験もございました。その際は、確かに必要ないと言われる方もいらっしゃるというのは、多分市も多く経験なさっていると思います。私も4、5回ぐらいその方とお話をして、周りの支援者の方にも同席いただき、本人の了解をいただいた上で進めましたので、この点も踏まえて、申し立てということまで同意をいただくというところも結構時間がかかるのかなというのが私の感想です。あと、この中に本人申立てが含むかという点はどうかをお考えでしょうか。

【事務局】

本人申立ても含むということでご理解いただければと思います。

【委員長】

これからセンター設置に向けて運営マニュアルを作成されるということですので、ぜひ今のようなご意見を踏まえて、作成していただければと思います。

【委員】

受任者調整会議が申し立てのところに入っているのですけれども、全ての案件について、調整会議をされるのか。それとも、家庭裁判所と専任のイメージというところで、話し合われているということで、一般的にこういった事案だと弁護士さんとか、こういった事案だと司法書士さんとか、社会福祉士さんとか、そういった形でもうある程度見通しがつく部分については調整会議をせずに進められるか、もしくは

は全て調整会議する予定でいらっしゃるか、そのあたりはされてみてだとは思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

他の市でちょっとお話を聞いたときに、やっぱり会議をするとなると、やっぱり時間がかかってしまうというところもあるようにお聞きしていますし、会議自体も時間をかなり要するというので、ある程度目星の付くものについては、会議をせずに進めているというところもお聞きしましたので、その辺り何か今決まっていることがありましたらよろしくお願ひします。

【事務局】

受任者調整会議ですけれども、順調にいきましたら来年の4月から稼働させたいと考えております。

実際、受任者調整会議というものをしたことがまだないというところを踏まえまして、当面は、おそらく全部やるということでスタートするのではないかと考えております。それでいろいろとノウハウを積み上げまして、この件に関しては会議を通さなくてもいけるであろうというような、これもマニュアルというかある程度その基準というか考え方みたいなものを整理する必要があると思ひますので、できれば一度やってみてから、そこを検討し、深めていきたいというふうに考えているのが現状でございます。

【委員】

次回の令和4年1月に、後見人候補者の受任者調整という内容が入っていたのですが、次回にそういったことをされるというような認識でいいのでしょうか。

【事務局】

お見込みのとおりで、次回の会議である程度こういった流れで進めさせていただきたいということをお示しいたしまして、ご意見をいただければと考えております。

(3) 山口市成年後見制度利用支援事業について
(事務局から資料5の説明)

【委員】

今後、報酬費用の助成を改善の余地があるということで拡大を図っていきたくて考えておられると解釈しているのですけれども、報酬助成に関しては、最初の要は審判が下ったタイミングだけの話なのか、例えばゆくゆく生活が困窮してきて払えないとなつてからのことも含

	<p>めて、助成の申請ができるものなのかお伺いしたい。</p> <p>障害者の方は、結構若年のうちから判断能力が不十分ということで、主には携帯決済だったり、アプリのよくわからないものに巻き込まれたりとかいうことで、お金をどんどん使っていくということも非常に多くて、そういったときに、どんどんお金がなくなっていくというのは多分高齢者の方以上に深刻な問題になっているのではないかなと思います。なので、最初は預貯金が十分にあったのだけれども、それが年を追うごとにどんどんなくなっていった後のフォローというものまで考えてあるのかを確認したいなと思いました。</p> <p>【事務局】</p> <p>報酬助成の拡大の話ですけれども、今回市が取り組もうとしているは、基本的には今まで報酬助成の対象を市長申立ての案件に限っているということで、そこを市長申立てに限らず、本人申立て親族申立ての場合でも対処していきたいと考えているというところがございます。それから、今委員さんのお話があったように途中で資力がなくなった、経済状況が変わられたというときには、現状でも途中から対象になるということがケースとしてありますので、やはり報酬助成のことについてもいろいろな支援機関さんにご説明パンフレットをお配りするといったようなことも、今後必要になってくるのかなと考えております。</p> <p>【委員長】</p> <p>一番気になっているのは、それぞれの自治体で基準が違うということですね。重なっていればどちらかでもなるのですが、どちらにも該当しないということになると、非常に、ご本人さんに不利益が生じるということになります。これは山口市さんだけの力ではなんともならないところがありますけど、県内自治体でしっかりと協議していただきたいと思います。</p> <p>3 その他 4 閉会</p>
配布資料	<p>次第</p> <p>資料1_山口市成年後見制度利用促進協議会委員名簿</p> <p>資料2_山口市成年後見制度利用促進協議会設置要綱</p> <p>資料3_山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について</p> <p>資料4_(仮称)山口市成年後見センターについて(案)</p> <p>資料5_山口市成年後見制度利用支援事業について(案)</p>

参考資料

- ・ 山口市成年後見制度利用促進基本計画
- ・ 山口市成年後見制度利用支援事業実施要綱
- ・ 山口市成年後見制度利用支援事業報酬助成要領
- ・ 成年後見人等の報酬助成に関する調査結果の概要
- ・ 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度パンフレット
（山口県社会福祉協議会）
- ・ 「ご存知ですか？成年後見制度」チラシ（山口家庭裁判所）
- ・ 高齢者・障がい者のための弁護士電話法律相談（山口県弁護士会）
- ・ 高齢者・障害者のための成年後見相談会
（成年後見センター・リーガルサポート山口支部）